

令和7年度小中高生放課後支援活動業務委託仕様書

1 委託業務の名称

小中高生放課後支援活動業務

2 委託業務の目的

学校、家庭、及び地域住民相互の連携・協働を推進するため、学校を核として地域住民等の参画や地域の特色を生かした事業を展開し、まち全体で地域の将来を担う子どもたちを育成するとともに地域のコミュニティの活性化を図る。

3 委託業務期間

業務委託の期間は、契約締結日から令和8年2月27日（金）までとする。

4 業務内容

主な活動場所を益田市内とし、下記①～③のうち1つ以上を実施すること。また、これらの活動対象となる子どもを制限せず、異年齢の交流や多くの子どもたちが参加できるよう配慮すること。

※規模や場所の制限、安全面等においてやむを得ない事情がある場合は、活動の対象者を限定することは良いが、可能な限り参加の制限をなくすよう努めること。

①小中高生の企画提案

(例)

- ・地区内の高校生の特技を生かした小学生の体験活動を実施
- ・中学生のアイデアをもとに、地域の建物のリノベーションを大人と中学生が協働して実施

②子どもの活動づくり

○学校の教育活動と往還のある地域の取組

(例)

- ・総合的な学習の時間のまとめとして子どもたちが提案したことを、地域の力で実現
- ・総合的な学習の時間の延長で、子どもたちによる地域でのボランティアを実施

○日常的なものや、長期休業中の連続したもの

- (例)・学校後に公民館等を集って寺子屋を実施
- ・夏休みに子どもの体験講座を連続で開催

○広域での取組

(例)・複数館での合同事業実施

③大人の学び

○地域の将来を担う子どもたちを育成するとともに、地域のコミュニティの活性化を図るための取組

(例)・子どもの活動についての研修会の実施

- ・シニアの学習グループを学校の教育活動に繋げる

5 事業変更

受託者は事業の中止、変更、追加を行う場合、委託料のうち予算の20%以上を変更する場合は、市が指定する様式により変更計画書及び変更収支予算書を実施2週間前までにひとつくり推進課に提出すること。

やむを得ない理由（感染症流行、気象状況）などで急遽事業を中止した際は、速やかにひとつくり推進課に連絡し、事業変更計画書類を提出すること。

6 事業実施報告

受託者は事業終了後30日以内または令和8年2月27日のいずれか早い方までに、市が指定する様式により実績報告書及び収支決算書を提出すること。事業報告にあたっては、以下の内容を必ず盛り込むこと。

- ①事業の実施状況、参加者数及び事業成果
- ②自己評価等
- ③事業の様子が分かる写真

7 委託料の支払い

受注者は、業務完了後、検査に合格したときは、委託料の支払を請求するものとする。ただし、業務委託を行うために必要であると委託者が認めたときは、概算払いを請求することができる。委託者は、請求があった日から30日以内に委託料を支払うものとする。

8 秘密の保持

本業務の履行にあたり、知りえた秘密を他の目的に使用し、また他に漏らしてはならない。委託期間が終了した後も同様とする。

9 その他の留意事項等

事業費の積算は、謝金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料の中で行い、対象経費は、「小中高生放課後支援活動業務委託に係る対象経費Q&A」を参照すること。事業の実施にあたっては、委託者が示す安全管理マニュアルを遵守すること。